

津波警報改善に伴う津波警報等の新しい情報文及びその運用開始時期について

気象庁では、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による津波被害の甚大さに鑑み、有識者や関係防災機関等のご協力を頂きつつ津波警報等の改善に向けた検討を進め、平成 24 年 2 月、「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」としてとりまとめ、公表しました。

今般、当提言を踏まえた津波警報等の情報文の新しい形式・内容を確定しましたのでお知らせします。

情報文変更の概要は別紙 1、2 のとおりで、以下の URL でもご覧いただけます。

気象庁ホームページ「津波警報の改善について」

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kaizen/index.html

新しい津波警報等の運用開始時期は、平成 25 年 3 月を予定しております。具体的な日程は、確定後お知らせします。

なお、運用開始から約 1 年間、移行措置として、新しい警報等の発表と並行して、新しい警報等の内容を現行の形式により簡略化して表現した情報文を配信する予定です。これは、関係機関におけるシステムの整備・改修の進捗を踏まえつつ、新しい警報等の伝達を確保するための措置です。

また、この新しい津波警報等の運用が開始されるまでであっても、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震等の可能性を検知した場合や、高い津波が予測される中で小さな津波を観測した場合などには、現行の情報文で表現できる範囲で、提言に沿った内容をお伝えします。別紙 3 に、その参考例を示します。

【本件に関する問合せ先】

気象庁地震火山部地震津波監視課

電話 03-3212-8341 内線（4539、4543）